

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024 年 06 月 25 日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県袋井市久能3001-1

氏名 東海明治株式会社

高井 宏治

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0538 - 45 - 2727

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東海明治株式会社		
事業場の所在地	静岡県	袋井市	久能3001-1
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	飲料・たばこ・飼料製造業		
② 事業の規模	○ 資本金 : 7,450万円 ○ 製造品目 : 乳飲料、はっ酵乳、乳酸菌飲料 ○ 昨年度 製造品出荷額 : 409,500万円		
③ 従業員数	64人		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1のとおり		

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙-2のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥（泥状のもの）	2,400.000 t
	廃プラスチック類	25.170 t
	廃油	0.270 t
	金属くず	7.071 t
	ガラスくず	9.320 t
	安定型混合廃棄物	3.270 t
	蛍光灯	0.040 t
	（これまでに実施した取組） ○汚泥：工程ロス低減による汚水発生防止 ○廃プラスチック類：洗浄徹底により、有価売却向けへの転換 ○ガラスくず：ガラス資材ロス低減による発生防止 ○廃油：メンテナンス徹底により、余分な機械油入替の抑制 ○複合材（蛍光管）：照明の使用を節約、LED照明への一部切替	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥（泥状のもの）	125.000 t
	廃プラスチック類	25.000 t
	廃油	0.200 t
	金属くず	7.000 t
	ガラスくず	9.000 t
	安定型混合廃棄物	3.000 t

	<table border="1"> <tr> <td>蛍光灯</td> <td>0.020 t</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> (今後実施する予定の取組)  ○汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず、廃油、  複合材（蛍光管）： 継続して実施 </td> </tr> </table>	蛍光灯	0.020 t	(今後実施する予定の取組) ○汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず、廃油、 複合材（蛍光管）： 継続して実施	
蛍光灯	0.020 t				
(今後実施する予定の取組) ○汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず、廃油、 複合材（蛍光管）： 継続して実施					
産業廃棄物の分別に関する事項					
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○ 汚泥、ガラスくず、廃油、複合材（蛍光管） → 分別できている ○ 廃プラスチック類 → 分別困難と思われるものを選定・分別方法の模 索				
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 継続して実施				

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	2,277.000 t

①現状		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		(これまで実施した取組) ○汚泥：中間処理設備運転方法の改善	
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	2,200.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		(今後実施する予定の取組) ○汚泥：排水処理施設運転方法の改善による、汚泥発生量の削減	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
	【前年度（令和 5年度）実績】	

①現状	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	汚泥（泥状のもの）	0.000	0.000	0.000	0.000	125.110
	廃プラスチック類	25.170	0.000	0.000	0.000	25.170
	廃油	0.270	0.000	0.000	0.000	0.270
	金属くず	0.000	0.000	0.000	0.000	7.071
	ガラスくず	9.320	0.000	0.000	0.000	9.320
	安定型混合廃棄物	3.270	0.000	0.000	0.000	3.270
	蛍光灯	0.040	0.000	0.000	0.000	0.040
	（これまでに実施した取組） ○優良認定業者の選定					

【目標】						
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
②計画	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	汚泥（泥状のもの）	0.000	0.000	0.000	0.000	125.000
	廃プラスチック類	25.000	0.000	0.000	0.000	25.000
	廃油	0.200	0.000	0.000	0.000	0.200
	金属くず	0.000	0.000	0.000	0.000	7.000
	ガラスくず	9.000	0.000	0.000	0.000	9.000
	安定型混合廃棄物	3.000	0.000	0.000	0.000	3.000
	蛍光灯	0.000	0.000	0.000	0.000	0.020
	(今後実施する予定の取組) 継続して実施					
	※事務処理欄					



(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 別紙－1 産業廃棄物の一連の処理の工程表

産 業 廃 棄 物							
自己中間処理		委託処理					
		中間処理		最終処理			
種類	内容	→	種類	内容	→	種類	内容
汚泥	脱水処理	→	汚泥	肥料製造処理（再生利用：肥料）			
動植物性残さ	なし	→	動植物性残さ	メタン発酵処分	→	燃料	メタンガスとして利用
廃プラスチック類	なし	→	廃プラスチック類	破碎処理	→	廃プラスチック類	固形燃料製造処理（再生利用：固形燃料）
				破碎処理 → 焼成処理（熱回収）		燃え殻	溶融固化処理（再生利用：セメント原料）
ガラスくず	なし	→	ガラスくず	破碎処理	→	ガラスくず	破碎処理（再生利用：多孔質軽量発泡資材）
							埋立処理
廃油	なし	→	廃油	油水分離処理	→	廃油	油水分離処理（再生利用：機械油）
ガラスくず （蛍光管）	なし	→	ガラスくず （蛍光管）	破碎処理	→	ガラスくず （蛍光管）	破碎処理（再生利用：ガラスウール）
木くず	なし	→	木くず	破碎処理	→	木くず	破碎処理（再生利用：燃料・チップ）
安定型混合廃棄物	なし	→	安定型混合廃棄物	その他中間処理	→		
金属くず	なし	→	金属くず	有価売却	→		

# 別紙一2 管理体制図

2024年4月1日現在

